

第2次 たどつ男女共同参画プラン



平成28年3月

目次

第1章 計画の社会的背景

1 沿革	P 3
------	-----

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	P 5
2 計画の位置づけ	P 5
3 計画の期間	P 5
4 計画の体系	P 6

第3章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた社会基盤づくりの推進 P 9

■ 重点目標1

意識改革及び社会における制度や慣行の見直しの促進	P 10
--------------------------	------

■ 重点目標2

男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする

教育・学習機会の充実	P 12
------------	------

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進 P 13

■ 重点目標3

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	P 15
---------------------	------

■ 重点目標4

男女の仕事と生活の調和が図れる環境づくり	P 16
----------------------	------

■ 重点目標5	
雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	・・・P19
■ 重点目標6	
防災・災害時における男女共同参画の推進	・・・P21
■ 重点目標7	
地域における男女共同参画の推進	・・・P22
■ 重点目標8	
国際的視点に立った男女共同参画の推進	・・・P22
■ 重点目標9	
農山漁村での男女共同参画の推進	・・・P23
<u>基本目標Ⅲ 男女の安全・安心対策の推進</u>	・・・P24
■ 重点目標10	
男女間のあらゆる暴力の根絶	・・・P26
■ 重点目標11	
生涯を通じた女性の健康支援	・・・P27
■ 重点目標12	
困難を抱えたあらゆる人々が	
安心して暮らせる環境の整備	・・・P28
<u>基本目標Ⅳ 推進体制の強化</u>	
■ 重点目標13	
推進体制の強化	・・・P30

第1章 計画の社会的背景

1. 沿革

■世界の動向

昭和54年（1979年）第34回国連総会で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」では、女子差別は「権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものである。」と明記されています。

【主なもの】

☆ 国際婦人年 昭和50年（1975年）

☆ 女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）

国連での採択年月日 昭和54年（1979年）12月18日

日本での批准年月日 昭和60年（1985年）6月25日

■国の動向

わが国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが、国際社会における取り組みと連動しつつ、着実に進められてきました。

平成11年（1999年）6月には、男女の人権が尊重され、かつ社会経済情勢の変化に対応できる、豊かで活力ある社会を実現するために「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成27年（2015年）に第4次プランが策定されています。

【主なもの】

☆ 女性週間 4月10日～16日

わが国の女性が初めて参政権を行使した日「昭和21年(1946年)4月10日」
を記念して定めた一週間

☆ 男女共同参画社会基本法 平成11年(1999年)6月23日公布、施行

☆ ストーカー行為等の規制等に関する法律 平成12年(2000年)11月24日施行

☆ 男女共同参画基本計画 平成12年(2000年)12月12日策定決定

☆ 内閣府男女共同参画推進本部、男女共同参画会議設置 平成13年(2001年)1月

☆ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年(2001年)10月13日施行

☆ 第2次男女共同参画基本計画 平成17年(2005年)12月27日閣議決定

☆ 第3次男女共同参画基本計画 平成22年(2010年)12月17日閣議決定

☆ 第4次男女共同参画基本計画 平成27年(2015年)12月25日閣議決定

■県の動向

香川県においても、女性の活躍推進の人権が保障され、あらゆる分野に男性とともに参画していくために、家庭や職場、地域において、さまざまな差別の原因について考え、男女がともに意識と行動を変えていくために、平成2年5月策定の「香川県21世紀長期構想」に男女共同参画の促進を明示しました。平成27年12月には第3次かがわ男女共同参画プランが策定されています。

【主なもの】

- ☆ 香川県男女共同参画推進委員会 平成13年(2001年)2月設置
- ☆ かがわ男女共同参画プラン 平成13年(2001年)11月策定
- ☆ 香川県男女共同参画推進条例 平成14年(2002年)4月施行
- ☆ かがわ男女共同参画プラン(後期計画) 平成18年(2006年)3月策定
- ☆ 第2次かがわ男女共同参画プラン 平成23年(2011年)10月策定
- ☆ 第3次かがわ男女共同参画プラン 平成27年(2015年)12月策定

第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

男女共同参画社会基本法では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」を男女共同参画社会としています。

多度津町では平成22年度（2010年）に、男女が共に住みやすく、いきいきと活動しやすい男女共同参画社会の形成を目指して、「たどつ男女共同参画プラン」（計画期間平成22年度～27年度）を策定しました。現在この計画の趣旨に沿って、多度津町の男女共同参画社会形成を実現するための施策を推進しているところです。

この度、このプランの計画期間が終了することに伴い、町民・事業所に対して意識調査を行い、少子高齢化や急速に変化する社会経済情勢など、時代に対応した男女共同参画プランへの改訂を行います。

2. 計画の位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づき策定するものであり、本町における男女共同参画社会の形成の実現に向けた施策についての基本的な計画です。また同時に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項に規定される「市町村推進計画」及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV法）第2条の3第3項に規定される「市町村基本計画」として位置づけられるものです。

策定にあたっては、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び香川県の「かがわ男女共同参画プラン」などを踏まえるとともに、「第6次多度津町総合計画」など関連計画との整合性を図りながら策定します。

3. 計画の期間

平成28年度（2016年）から平成32年度（2020年）までの5年間とします。ただし、国の動向や社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

4. 計画の体系

【基本目標】	【重点目標】	【施策の方向】
I 男女共同参画社会の実現に向けた社会基盤づくりの推進	1 意識改革及び社会における制度や慣行の見直しの促進	1 人権尊重を基盤とした広報・啓発活動の推進 2 男女共同参画に関する調査研究及び情報収集・整備・提供 3 メディア等における男女共同参画の視点での表現
	2 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実	1 学校・保育所等における男女共同参画の推進と充実 2 生涯学習における男女共同参画の推進と充実
II あらゆる分野における男女共同参画の推進	3 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進 2 人材の養成と情報・資料の収集・整備・提供
	4 男女の仕事と生活の調和が図れる環境づくり	1 ワーク・ライフ・バランスの推進 2 地域における子育て・介護支援の充実 3 男性の子育てへの啓発活動の推進
	5 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	1 働く男女の活躍推進 2 雇用の分野での男女の均等な機会と待遇確保対策の推進 3 働く男女の健康管理対策の推進 4 多様な生き方・多様な能力の発揮を可能にする雇用環境等の整備

	6 防災・災害時における男女共同参画の推進	1 防災分野における女性の参画拡大 2 防災対策・避難所の運営・相談支援などへの女性の視点の確保
	7 地域における男女共同参画の推進	1 幅広い年齢層の男女の地域活動への参画推進
	8 国際的視点に立った男女共同参画の推進	1 国際的視点に立った男女共同参画の推進
	9 農山漁村での男女共同参画の推進	1 女性の主体的な経営参画推進
Ⅲ 男女の安全・安心対策の推進	10 男女間のあらゆる暴力の根絶	1 男女間の暴力の問題に関する広報・啓発 2 男女間の暴力の防止及び被害者支援の推進 3 児童虐待防止に向けた対策の推進 4 セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなどの防止対策の推進
	11 生涯を通じた女性の健康支援	1 生涯を通じた女性の健康支援
	12 困難を抱えたあらゆる人々が安心して暮らせる環境の整備	1 貧困など生活上の困難に直面する人への支援 2 高齢者・若年者・障害者等への支援
Ⅳ 推進体制の強化	13 推進体制の強化	1 男女共同参画推進会議の充実 2 庁内推進体制の強化 3 プランの進行管理の強化

■ 計画を読むにあたって

(1) 「基本目標」

男女共同参画社会の実現に向けて、解決すべき4つの基本目標です。

(2) 「目標値」

数値化が可能で、且つ定期的に計ることができる項目に関して、目標値を設定しています。

(3) 「施策の方向」

目標の達成に向けたそれぞれの施策のねらいを明記しています。

(4) 「具体的な取組み」と「取組みの内容」

施策を推進するための個々の事業を包括的にとらえ、まとめました。

(5) 「実施区分」

具体的な取組みには、実施区分を設けています。計画期間の中でどのように実施されるかを表しています。

A	実施中
B	29年度までに実施
C	31年度までに実施

第3章 計画の内容

【基本目標Ⅰ】 男女共同参画社会の実現に向けた

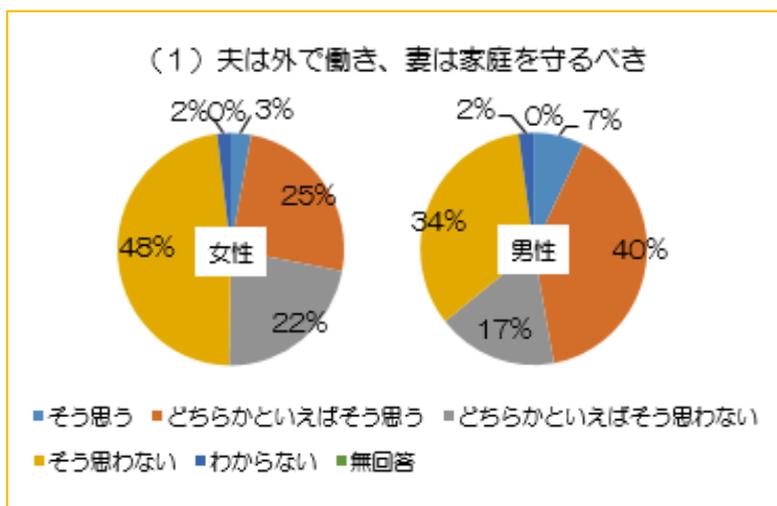
社会基盤づくりの推進

社会制度や慣行は、性別による区別を特別設けていない場合でも、結果的に男女平等になっていないことがあります。男女共同参画社会の実現に向けての大きなハードルのひとつは、人々の意識の中に長い時間をかけて形成されてきた性別に基づく固定的な役割分担意識です。平成27年度に実施した町民アンケートで「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について尋ねたところ、男女とも「そう思う」・「どちらかといえばそう思う」と答えた人が約半数を占めていました（図表1）。また家庭生活におけるパートナー間の役割分担についてもバラツキはあるものの、年齢が高いほど家事や育児に関して女性が担う役割が大きい傾向が見受けられます。（図表2）

男女が性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、固定的な性別役割分担意識の解消をはじめ、男女共同参画について町民一人ひとりが理解することが重要です。

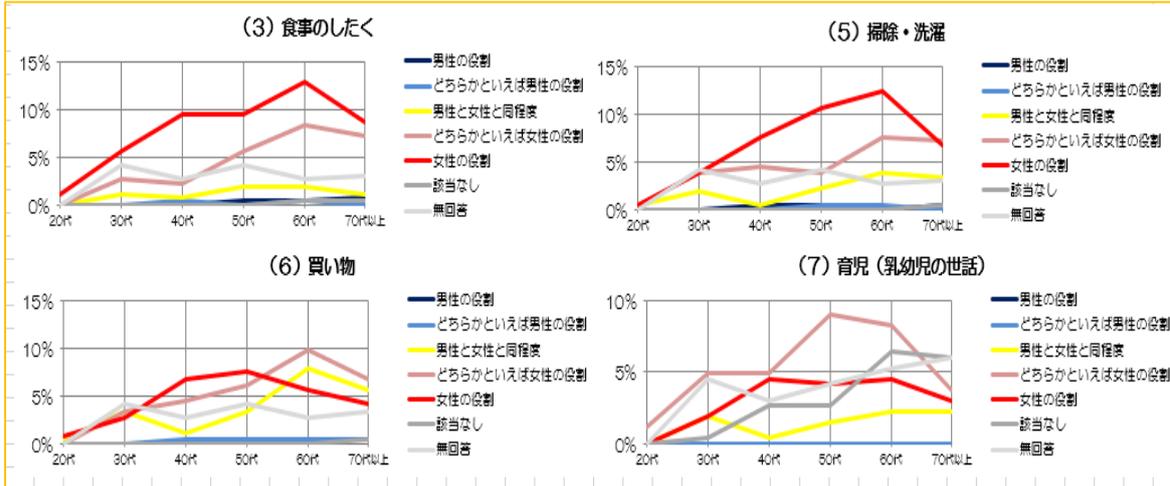
前述の町の現状を踏まえ、男女共同参画の具体的な課題解決につながる広報・啓発、教育・学習の推進に積極的に取り組んでいきます。

図表1



【H27 男女共同参画に関する住民アンケート調査 問2 N=354】

図表 2 家庭生活でのパートナー間の役割分担はどのようになっていますか？



【H27 男女共同参画に関する住民アンケート調査 問 F4-2 N=354】

【目標値】

内容	現状値(H26 実績)	目標値(H32)
広報誌への男女共同参画関連記事の掲載	1回	2回
人権研修会・講演会の開催	2回	2回
人権・同和問題研修会等への町民の参加人数	100人	110人
避難所等の運営訓練	0回	1回

重点目標 1 意識改革及び社会における制度や慣行の見直しへの促進

男女共同参画社会をめざした法律や制度の整備が進み、女性の社会進出が増え、男性の家事参加や育児休業取得が奨励されるなど、少しずつ男女平等の意識は浸透しつつあります。性別役割意識の払拭に向け、多様な機会、場面を活用して、男女共同参画の基礎的な概念について理解し、新たな法律や制度などについて住民に向けた広報・啓発活動などに取り組みます。

施策の方向1

人権尊重を基盤とした広報・啓発活動の推進

具体的な取組み	取組みの内容	担当部署	実施区分
広報誌にて啓発、周知等を掲載	国や県、各団体の取組み、本町の方針等を掲載する	町長公室	B
研修会・講演会の開催	関係団体と共同で人権研修会・講演会を開催する	福祉保健課	A
機会を捉えた啓発の実施	人権週間等の機会を捉えて広報啓発を行う	福祉保健課	A
人権啓発パンフレットの作成	仲多度郡人権・同和施策連絡協議会において、人権パンフレット「心と心」を作成する	教育課	A

施策の方向2

男女共同参画に関する調査研究及び情報収集・整備・提供

具体的な取組み	取組みの内容	担当部署	実施区分
各種人権研修会等への参加	町・県・関係団体が実施する研修会・講演会へ積極的に参加すると共に、所管する団体へも参加要請を行う	教育課	A

施策の方向3

メディア等における男女共同参画の視点での表現

具体的な取組み	取組みの内容	担当部署	実施区分
メディア等における表現のガイドライン作成	町の印刷物などのメディアで、文言・イラストなど表現全般について男女共同参画の視点を徹底するため、注意点などを解説した手引きを作成し、周知する	政策企画課	C

■ 重点目標2 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする

教育・学習機会の充実

男女平等意識を育むには、幼少期から成長段階に応じて多様な学習機会を通じて学んでいくことが大切です。学校・保育所等のみならず、男女共同参画に関する認識を社会に出てからも深められるよう、さまざまな機会を活用した学習環境の充実を図ります。

施策の方向1

学校・保育所等における男女共同参画の推進と充実

具体的な取組み	取組みの内容	担当部署	実施区分
人権尊重に関する教職員の研修機会の充実	多度津町幼・小・中学校人権・同和教育研究会への補助金の支出及び臨地研修を実施する	教育課	A

施策の方向2

生涯学習における男女共同参画の推進と充実

具体的な取組み	取組みの内容	担当部署	実施区分
女性セミナーの実施	公民館事業として「女性セミナー」を実施する	教育課	A
地域活動団体への支援	多度津町婦人連絡協議会への補助金を支出する	教育課	A

【基本目標Ⅱ】 あらゆる分野における男女共同参画の推進

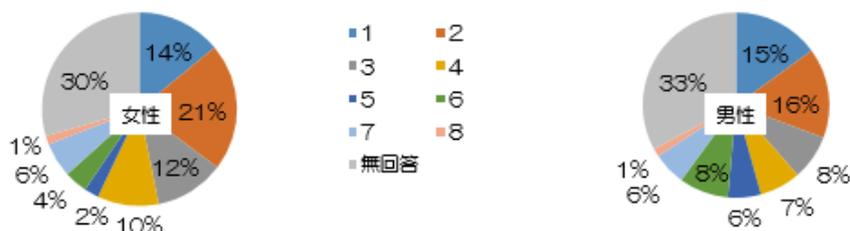
活力ある社会や経済を創造していくためには、さまざまな人材の能力を活用し、新たな視点や発想を取り入れていくことが重要です。

しかし現状では政治をはじめ、企業や地域活動においても、女性の意思決定過程への参画が必ずしも十分とはいえない状況です。

住民アンケートで「女性がより方針決定の過程に参画するために必要なこと」を尋ねたところ「男性優位の組織運営を変えること」が男女共に第1位、続いて「家庭・職場・地域における性別による役割分担や性差別の意識をなくすこと」が第2位となりました。（図表3）この結果も踏まえ、本町においても審議会等をはじめとした様々な意思決定過程の場へ女性の参画が進むように取り組んでいきます。

図表3 あなたは今後女性がより方針決定の過程に参画するためには、どのようなことが必要だと思いますか？

選択肢	女性	男性
1. 家庭・職場・地域における性別による役割分担や性差別の意識をなくすこと	14.0%	15.0%
2. 男性優位の組織運営を変えること	21.3%	15.7%
3. 家庭の支援・協力を得ること	11.6%	7.9%
4. 女性の能力開発の機会を増やすこと	10.1%	7.1%
5. 女性があまり進出していない分野で男女の格差を是正する措をとること	2.4%	5.7%
6. 女性が積極的に意識を改めること	3.9%	8.6%
7. 女性の参画を進めようとしている人を増やすこと	5.8%	5.7%
8. その他	1.4%	1.4%
無回答	29.5%	32.9%



【H27 男女共同参画に関する住民アンケート調査 問22 N=女性 207、男性 140】

【目標値】

内 容	現状値(H26 実績)	目標値(H32)
多度津町における各種審議会委員への女性の登用率	15.3%	30%
マタニティ教室に夫婦で参加した人の割合	14%	20%
保育制度・子育て支援制度の事業費	13,600 千円	24,000 千円
放課後児童クラブの受け入れ人数	4 年生以上 11 人	4 年生以上 166 人
家庭介護教室（介護技術の講習会）の参加者数	41 人	50 人
おしどり会（認知症の方の介護者の交流会）の参加者数	57 人	65 人
家庭教育学級の実施回数	11 回	15 回
就学前保護者啓発事業の実施回数	4 回	8 回
放課後子ども教室の実施日数	59 日	100 日
放課後子ども教室の参加者数	1,000 人	1,800 人
小学校への外国語指導助手の派遣時間	48 時間	96 時間

■ 重点目標3 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

政策・方針決定過程への女性参画を促進するため、町の方針を決定する際の審議会委員等への女性登用を推進するとともに、女性人材の養成・発掘に努めます。

施策の方向1

政策・方針決定過程への女性の参画の促進

具体的な取組み	取組みの内容	担当部署	実施区分
各種審議会委員等への女性の登用促進	審議会委員への女性登用に向けた啓発・審議会委員の推薦元団体への協力依頼	全課	A

施策の方向2

人材の養成と情報・資料の収集・整備・提供

具体的な取組み	取組みの内容	担当部署	実施区分
女性リーダーの養成と発掘	人材育成と活躍のための情報と学習機会を提供する	政策企画課	C
女性の人材に関する情報収集	女性の人材に関する情報を収集し、データベース化を図る	政策企画課	C

■ 重点目標4 男女の仕事と生活の調和が図れる環境づくり

町内事業所を対象とした次世代育成対策推進法への理解や男性の育児・介護休業取得率の向上に向けた普及・啓発に努めるとともに、男女が共に就業を継続できるように、子育てや介護を地域で支えるための環境づくりを進めます。

施策の方向1

ワーク・ライフ・バランスの推進

具体的な取組み	取組みの内容	担当部署	実施区分
ワーク・ライフ・バランスに関する啓発・情報提供	ワーク・ライフ・バランスの考え方や、多様な選択肢の存在、それを支える法制度やサービスについての啓発・情報提供を行う	政策企画課	A
子育て環境整備と県施策との連携	子育て分野に係る香川県による啓発活動に協力するとともに、子育て施策の充実に努める	福祉保健課	A

施策の方向2

地域における子育て・介護支援の充実

具体的な取組み	取組みの内容	担当部署	実施区分
親子参加できる子育て広場の開催	家族で参加し、子どもと触れ合う時間を増やしたり、遊び方を学ぶ機会の提供を行う	保健センター	B
保育の充実	保育施設や各種子育て支援事業の推進を行う	福祉保健課	A
家庭介護教室の開催	介護技術の講習会を年に1度開催する	福祉保健課	A

おしどり会の開催	認知症の方の介護者の交流会を年6回開催する	福祉保健課	A
乳幼児等医療費助成対象者の負担軽減	全ての該当者に対して医療費の現物給付化を行う	住民課	B
ひとり親家庭医療費助成対象者の負担軽減	全ての該当者に対して医療費の現物給付化を行う	住民課	B
児童生徒への就学援助	貧困等、生活上の困難を抱えている小学校・中学校へ就学する児童生徒に対し、就学援助を行う	教育課	A
家庭教育学級の実施	社会的活動を行う地域の人材を活かしながら、また、学校等の実情や課題に沿った家庭教育学級を実施する	教育課	A
幼稚園での預かり保育の実施	保育時間終了後、幼稚園の管理下において希望する在園児を預かり、保育することにより保護者の子育てを支援し、併せて幼児の心身の健全な発達を図る	教育課	A
放課後子ども教室の拡充	地域の指導力を活用し、放課後及び休日の等の児童の居場所づくりを提供する	教育課	A
就学前保護者啓発活動の実施	学齢期の保護者だけでなく、就学前の子どもを持つ保護者を対象に早期から家庭教育や子育ての仕方について、学習機会や情報を提供する	教育課	A

施策の方向3

男性の子育てへの啓発活動の推進

具体的な取組み	取組みの内容	担当部署	実施区分
男性の育児休暇等取得促進に向けた啓発	男性の育児休業制度等の利用を促進するため、町内事業所に向けて啓発を行う	政策企画課	A
マタニティ教室の開催	子育てに関する知識の普及や沐浴実習を実施。男性も参加しやすい日曜日に開催する	保健センター	A
母子健康手帳交付時の「お父さんの子育てメモリー」配付	啓発資材として配付しているのみであるため、今後活用方法について指導を行う	保健センター	A
様々な媒体を通じた啓発の実施	広報、ホームページ等を活用して啓発活動を行う	福祉保健課	B
おやし力向上事業	「食」に関する事業を実施することによって、父親等の役割の重要性や責任について一層の自覚を促し、家庭教育に積極的に参加する契機とする	教育課	A

■ 重点目標5 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

雇用条件や就労環境の改善、性別による格差や固定的な役割分担意識を見直し、職場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保を図るとともに、男女が性別に関わりなく能力を十分に発揮し、健康に働くことができる環境づくりに向け、啓発を行います。

また自分にあった様々な条件、形態での就労・再就職ができる環境の整備を図ります。

施策の方向1

働く男女の活躍推進

具体的な取組み	取組みの内容	担当部署	実施区分
女性活躍推進法及び本プランの啓発	町内事業所に向け、女性活躍推進法及び第2次たどつ男女共同参画プランについて啓発を行う	政策企画課	A

施策の方向2

雇用の分野での男女の均等な機会と待遇確保対策の推進

具体的な取組み	取組みの内容	担当部署	実施区分
労働に関する法制度の周知徹底	育児休業制度など、労働に関する法制度の周知協力を町内事業所に要請する	政策企画課	C
事業所によるポジティブアクションの取り組み促進	事業所による積極的改善措置（ポジティブアクション）の取り組みの促進を図る	政策企画課	C

施策の方向3

働く男女の健康管理対策の推進

具体的な取組み	取組みの内容	担当部署	実施区分
各健（検）診の受診機 会の拡大	休日健（検）診の実施、健（検） 診実施機関の拡充、節目の無 料検診を実施する	保健センター	A
各健康教室・健康相 談の実施	健康づくりに関する知識の普 及・啓発及び運動教室を実施 する	保健センター	A

施策の方向4

多様な生き方・多様な能力の発揮を可能にする雇用環境等の整備

具体的な取組み	取組みの内容	担当部署	実施区分
事業所への啓発活動	事業所での男女格差解消に向 けた積極的改善措置（ポジテ ィブアクション）、労働時間 短縮やフレックスタイム制な どの多様な働き方について啓 発し、非正規雇用に関して雇 用環境の向上が図られるよう 関係機関と連携する	政策企画課	A

■ 重点目標6 防災・災害時における男女共同参画の推進

防災分野への女性の参画を拡大し、男女それぞれの立場にたった視点を取り入れていくことなど、災害時に備えて男女共同参画を推進します。

施策の方向1

防災分野における女性の参画拡大

具体的な取組み	取組みの内容	担当部署	実施区分
防災士の育成支援	町の地域防災力の向上を図るため、防災士の育成支援を行う	総務課	C
消防団における男女共同参画の拡大	公設女性消防団を組織し女性消防団員の加入促進を図る	消防本部	C
地域住民の防火防災意識を高めるため、少年や婦人の防火クラブの活動費を助成	現在、設立されている少年・婦人防火委員会を活用して、加入促進を図る	消防本部	A

施策の方向2

防災対策・避難所の運営・相談支援などへの女性の視点の確保

具体的な取組み	取組みの内容	担当部署	実施区分
災害時における避難所等の運営訓練等の実施	避難所の開設・運営においては、男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮することが必要であることから、災害時に避難所を円滑に開設・運営できるよう訓練等を行う	総務課	C

■ 重点目標 7 地域における男女共同参画の推進

性別・年齢・障がいの有無などに関わらず、誰もが生きがいをもって希望する地域活動に参画できることを目指し、地域活動などについての情報発信を行います。

施策の方向 1

幅広い年齢層の男女の地域活動への参画推進

具体的な取組み	取組みの内容	担当部署	実施区分
ボランティア活動などの情報の提供	町内で行われる各種ボランティア活動や NPO 活動等の情報提供を行う	政策企画課	C

■ 重点目標 8 国際的視点に立った男女共同参画の推進

国際化が進む中、外国から来られた方が安心して生活・活動できる環境の整備に努めます。

施策の方向 1

国際的視点に立った男女共同参画の推進

具体的な取組み	取組みの内容	担当部署	実施区分
小学校への外国語指導助手の派遣	小学校現場での国際交流の進展を目的とした外国語指導助手を派遣する	教育課	A
外国をルーツとする子どもへの支援	日本語本来の意味を理解できない、外国をルーツとする児童・生徒の学習・生活をサポートするため、必要に応じて県の機関と連携しボランティアの派遣を行う	教育課	A

■ 重点目標9 農山漁村での男女共同参画の推進

家族経営協定などにより、農山漁村における女性の就労環境改善を図るとともに、政策・方針決定過程への女性の参画促進に取り組みます。

施策の方向1

女性の主体的な経営参画推進

具体的な取組み	取組みの内容	担当部署	実施区分
家族経営協定の普及促進	家族経営協定について啓発し、協定の締結を促進する	産業課	A
農業委員会の女性委員の登用の推進	女性委員登用数を1名から複数名登用を目指す	産業課	C
農水産品を活用した地産地消の支援	生活研究グループ連絡協議会への補助金を継続する	産業課	A

【基本目標Ⅲ】 男女の安全・安心対策の推進

男女の人権の尊重は、男女共同参画社会形成の基本ですが、現実には配偶者やパートナー・恋人など、男女間のドメスティック・バイオレンス（DV）、デートDV、セクシュアル・ハラスメントなどさまざまな課題があります。

住民アンケートでDVの経験について尋ねたところ、少数ながらどの質問でも「経験がある」と答えた人がおり（図表4）、またその中にはそのことを「相談したくても相談できなかった」と答えた人がいました（図表5）。子どもや高齢者に対する虐待も同様ですが、男女間の暴力は問題が表面化しにくいことから、防止のための啓発活動、相談窓口の周知と相談体制の確保、被害者保護と自立支援が大変重要といえます。

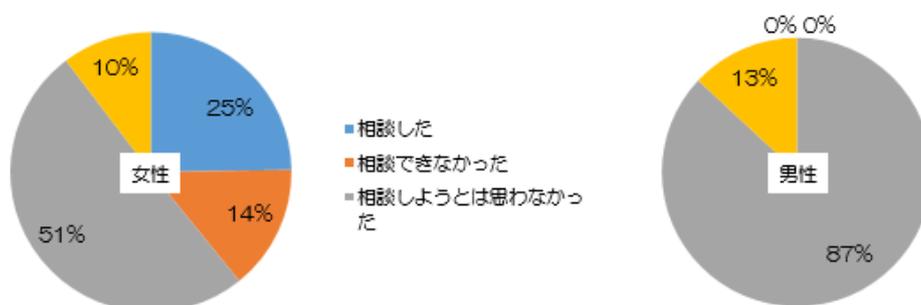
図表4 あなたはパートナーから、次のようなことをされた経験がありますか？あてはまる番号に1つずつ○をつけてください。

※網掛けは±5%以上		何回もあった	1・2回あった	まったくない	無回答
(1)	命の危険を感じるくらいの暴行を受けた	0.8%	1.4%	85.6%	12.1%
(2)	医師の治療が必要となる程度の暴行を受けた	0.6%	2.0%	85.6%	11.9%
(3)	医師の治療が必要とされない程度の暴行を受けた	0.8%	5.4%	81.9%	11.9%
(4)	何を言っても無視され続けた	4.2%	7.3%	76.0%	12.4%
(5)	交友関係や電話を細かく監視された	1.7%	5.4%	79.9%	13.0%
(6)	「だれのおかげで生活できるのだ」などと言われた	2.8%	9.3%	76.0%	11.9%
(7)	大声でどなられた	7.6%	18.4%	62.7%	11.3%
(8)	「おまえは、バカだ」など言葉の暴力を受けた	5.6%	9.0%	74.0%	11.3%

(9)	見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せられた	0.3%	1.1%	85.9%	12.7%
(10)	避妊に協力しない	0.3%	2.8%	84.5%	12.4%
(11)	嫌がっているのに性的な行為を強要された	3.4%	8.2%	77.1%	11.3%

【H27 男女共同参画に関する住民アンケート調査 問 16 N=347】

図表5 パートナーから受けたDVについて誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか？



【H27 男女共同参画に関する住民アンケート調査 問 17 N=女性 97、男性 23】

【目標値】

内 容	現状値(H26 実績)	目標値(H32)
DV 相談専門研修会への参加	1 回	2 回
要保護児童対策実務者会・連絡会等の開催（参加）回数	12 回	15 回
歩行困難者用駐車場整備箇所	0 箇所	10 箇所
高齢者の在宅生活を支える仕組みを考えるための協議体の数	0	1 団体
シルバー人材センター会員登録人数	428 人	460 人
介護予防サポーター数	154 人	220 人
認知症サポーター数	935 人	1,020 人
認知症高齢者を見守るネットワークづくり協力団体数	0	20 団体
ウォーキングイベント参加者数	70 人	100 人
スポーツ教室参加者数	100 人	200 人

■ 重点目標 10 男女間のあらゆる暴力の根絶

あらゆる暴力を根絶するための基盤づくりを進めるとともに、被害者支援体制の充実を図ります。

施策の方向1

男女間の暴力の問題に関する広報・啓発

具体的な取組み	取組みの内容	担当部署	実施区分
様々な媒体を通じた啓発の実施	広報・ホームページ等を活用して啓発活動を行う	福祉保健課	B
携帯電話・スマートフォン等の正しい利用の仕方の啓発	インターネット有害情報から子どもたちを守るため、保護者が果たすべき役割等について学ぶ学習会を提供する	教育課	A

施策の方向2

男女間の暴力の防止及び被害者支援の推進

具体的な取組み	取組みの内容	担当部署	実施区分
相談機能の強化及び県との連携強化	DV相談に係る担当者の専門研修参加等により相談機能を強化するとともに、情報収集や各種制度の活用について県と連携、効果的な支援を行う	福祉保健課	A

施策の方向3

児童虐待防止に向けた対策の推進

具体的な取組み	取組みの内容	担当部署	実施区分
児童虐待に対する知識の普及啓発	家庭訪問時や母子健診時の相談体制の充実及び早期発見	保健センター	A
児童虐待に関する相談支援体制の充実	要保護児童対策部会におけるケース支援及び関係機関との連携強化を行う	福祉保健課	A

施策の方向4

セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなどの防止対策の推進

具体的な取組み	取組みの内容	担当部署	実施区分
セクシュアル・ハラスメントなどの防止に関する情報の収集と提供	セクシュアル・ハラスメントなどの防止に関する取組事例などの情報を収集し、町内事業者等へ提供する	政策企画課	B
母子健康手帳交付時に情報提供	母体保護の制度や、産前・産後休暇、育児休業についてのチラシの配布。母子健康手帳交付時に勤務状況の聞き取りを行う	保健センター	B

■ 重点目標 1 1 生涯を通じた女性の健康支援

女性は妊娠や出産など、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。女性が妊娠・出産期、乳幼児期・学童期・青年期・壮年期・高齢期といったライフステージに合わせて、健康管理・健康づくりに取り組むことのできる環境を整備します。

施策の方向1

生涯を通じた女性の健康支援

具体的な取組み	取組みの内容	担当部署	実施区分
女性のがん検診受診率向上	休日検診の実施、検診実施機関の拡充及び節目（無料）検診を実施する	保健センター	A
ウォーキングイベントの実施	「町民あるけあるけ大会」「ファミリー健康ウォーク」を実施する	教育課	A

各種健康教室の実施	10月を「町民健康増進月間」と位置付け、毎週スポーツ教室を行う	教育課	A
町体育協会への支援	スポーツ活動の普及促進を図るため、事務局を担当するとともに、補助金を支出する	教育課	A

■ 重点目標 1 2 困難を抱えたあらゆる人々が安心して暮らせる
環境の整備

ひとり親家庭や障がいがあることなど様々な理由により、生活上困難な状況におかれている人々が安心して生活できる環境の整備を図ります。

施策の方向 1

貧困など生活上の困難に直面する人への支援

具体的な取組み	取組みの内容	担当部署	実施区分
生活困窮者支援制度等との連携	社協にて実施の同制度や他の諸制度との連携協力を行う	福祉保健課	A

施策の方向 2

高齢者・若年者・障害者等への支援

具体的な取組み	取組みの内容	担当部署	実施区分
重度心身障害者等医療費助成対象者の負担軽減	全ての該当者に対して医療費の現物給付化を行う。ただし、システム上の理由により対応不可のため後期高齢者は除外する	住民課	B
高齢者の在宅生活を住民自らが支えあう地域づくりの推進	高齢者の在宅生活を支える仕組みを考えるための協議体を設置する	福祉保健課	B

高齢者の就労支援	シルバー人材センターの会員登録数を増やす	福祉保健課	A
介護予防サポーターの養成	講座を開催し、介護予防等への協力者を増やす	福祉保健課	A
認知症サポーターの養成	講座を開催し、認知症の理解者を増やす	福祉保健課	A
認知症高齢者を見守るネットワークづくり	徘徊などで行方不明となる高齢者の見守りのネットワークを構築する	福祉保健課	B
窓口体制の強化	障害者や高齢者、若年者の立場に立った窓口対応を行う	全課	B
障害者等に対応した環境整備	障害者差別解消法を踏まえ、庁舎その他公共施設の段差解消やトイレ等の整備を行う	全課	C

【基本目標Ⅳ】 推進体制の強化

男女共同参画社会の実現に向けた取組みは、教育、労働、福祉、医療等、非常に広範囲な領域にわたっています。そのため、各領域を横断的にとらえて推進する体制の整備・強化が不可欠です。男女共同参画社会の実現に向けて着実に進んでいくため、プランの進行管理を強化し、町役場が男女共同参画のモデルとなるよう努めます。

【目標値】

内 容	現状値(H26実績)	目標値(H32)
男女共同参画推進会議開催回数	0回	1回
男女共同参画講演会開催参加人数	40人	50人

■ 重点目標13 推進体制の強化

本プランの効果的な推進を図るため、町役場の内部と外部に推進会議を設置し、プランの進行を管理します。

施策の方向1

男女共同参画推進会議の充実

具体的な取組み	取組みの内容	担当部署	実施区分
男女共同参画推進会議の設置・開催	学識経験者、団体代表、市民で構成される男女共同参画推進会議を設置し、事業実施状況などの報告を行う	政策企画課	B

施策の方向2

庁内推進体制の強化

具体的な取組み	取組みの内容	担当部署	実施区分
町民・町職員を対象とした研修の実施	年1回、町民・町職員を対象とした講演会を行う	政策企画課	A
男女共同参画関係会議や研修への参加	県や他市町開催の研修会に参加する	政策企画課	A
女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の策定・推進	女性活躍推進法、特定事業主行動計画を策定し、推進する	町長公室	A

施策の方向3

プランの進行管理の強化

具体的な取組み	取組みの内容	担当部署	実施区分
推進の内容の進捗状況の公表	計画の中で定めた目標値等の進捗状況の公表を行う	政策企画課	B